

令和 6 年度

豊田市 P T A 連絡協議会

定期総会



市 P 連ホームページ



市 P 連
LINE 公式アカウント

豊田市PTA連絡協議会 概要説明

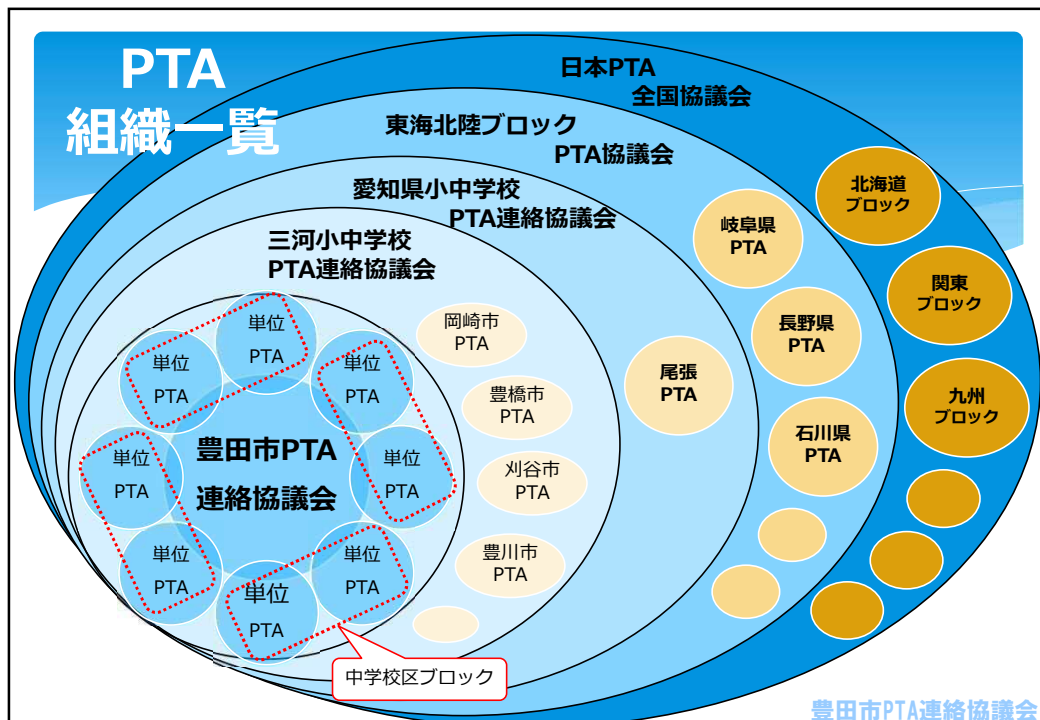
豊田市PTA連絡協議会とは

児童の権利に関する条約及び豊田市子ども条例の理念に則り、
小・中・特別支援学校の各PTAの連携とPTA活動の推進を図り、
児童と生徒の福祉を増進することを目的とする

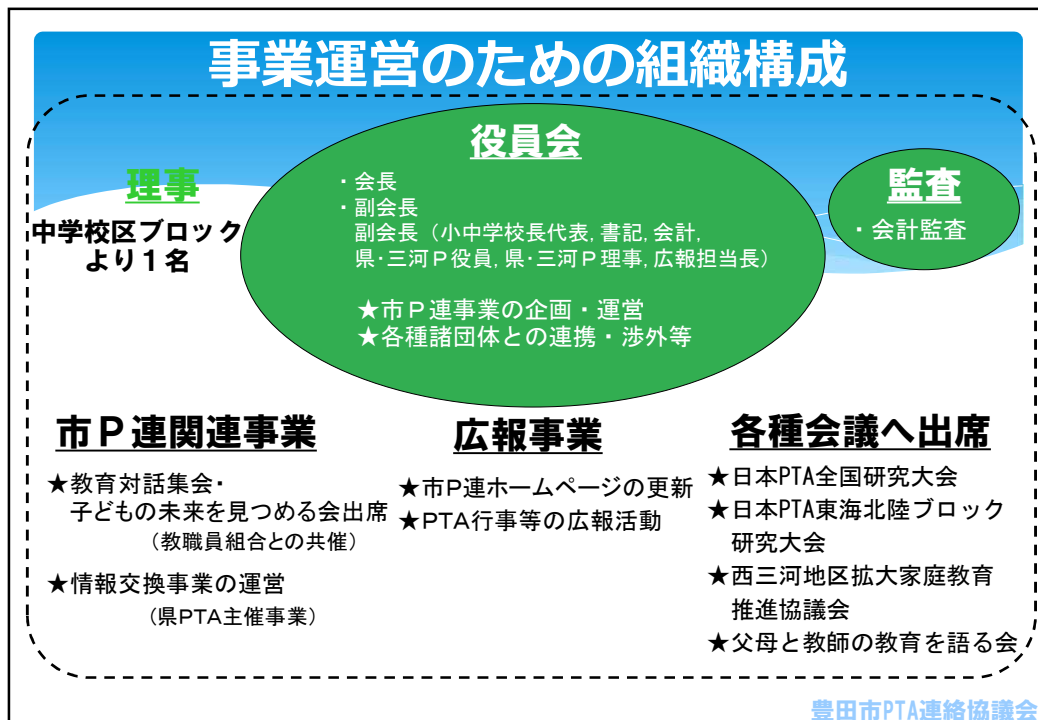
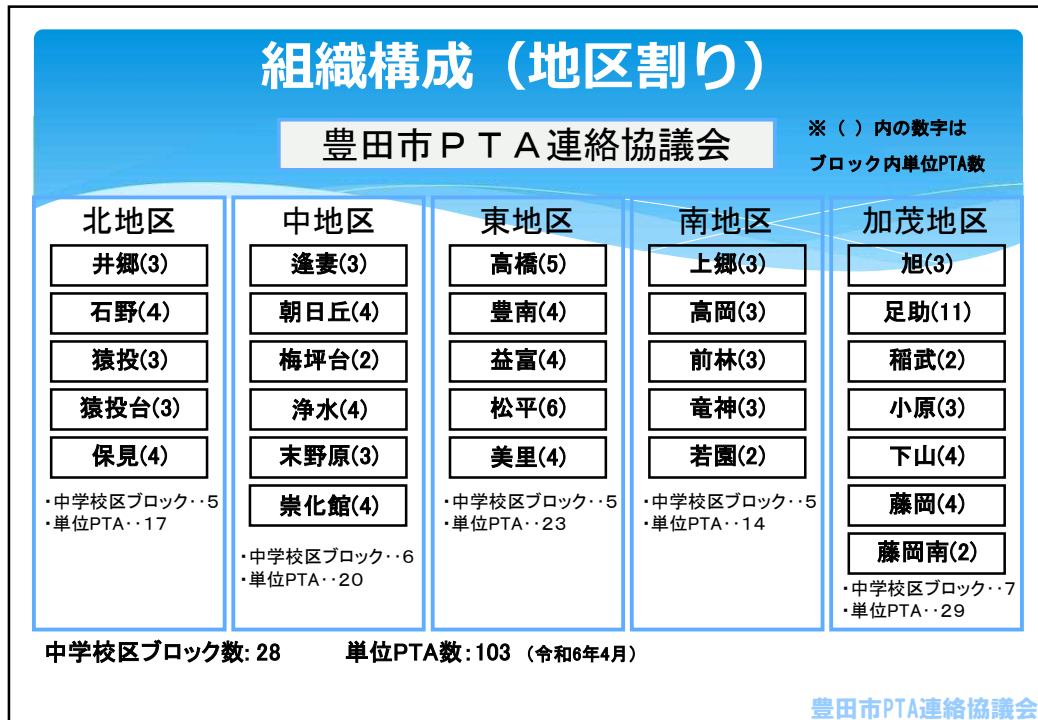
＜取り組み事業＞

- (1) 各単位PTAの相互連絡を密にし、家庭・学校および
社会における児童・生徒の福祉を増進する事業
県P情報交換事業
教育対話集会
子どもの未来をみつめる会
三河・県・日本P組織大会
- (2) 児童・生徒の校外における安全と健康の増進ならびに
教育環境の整備のための事業
食育 給食
子どもにやさしいまちづくり
交通安全 防犯
- (3) PTA活動の振興を図るための研究および研修事業
情報モラル向上他
HPを活用した情報交換
- (4) 児童・生徒を取り巻く社会問題について研究協議する事業
教育センター運営
- (5) その他目的達成に必要な事業
地域経営懇話会等関連組織会合

豊田市PTA連絡協議会



豊田市PTA連絡協議会 概要説明



これからの
PTA活動の参考に！

豊田市PTA連絡協議会の ホームページがPTAのデータベースに!?



こんなことは、ありませんか？

「これまで通り」では、
活動が難しくなったなー！

ほかのPTAは、
どんな活動をしてるんだろう？

どうしたら、
楽しく笑顔で参加できるかな？

その悩みを、解消するヒントがここにあります！

豊田市PTA連絡協議会ホームページ

- ・市内小中学校のPTA活動が多く掲載されています！
- ・各地区の市P連理事さんが記事を投稿しています！
- ・「活動の参考になった」など、好評です！



令和2年度から
変わりました！



【問合せ】

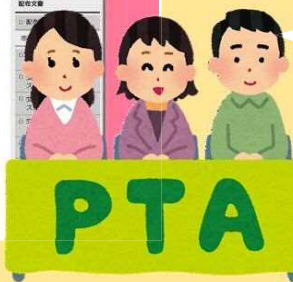
豊田市PTA連絡協議会 事務局

(豊田市 こども・若者政策課内)

> 電 話 : 0 5 6 5 - 3 4 - 6 6 3 0

> F A X : 0 5 6 5 - 3 4 - 6 9 3 8

> メール : kowaka@city.toyota.aichi.jp



地区の担当が、それぞれのPTA活動の写真や
記事を投稿しています。ぜひご覧ください。
※ 市P連LINE公式アカウントとも連携しています。
合わせてご活用ください。

豊田市PTA

検索

豊田市PTA連絡協議会ホームページ
QRコード>>>



目 次

【議事】

第 1 号議案	令和 5 年度 事業報告	P2
第 2 号議案	令和 5 年度 決算報告	P5
	記念事業基金・広報事業基金・特別会計決算報告	
第 3 号議案	令和 5 年度 監査報告	P10
第 4 号議案	令和 6 年度 役員・顧問（案）	P11
第 5 号議案	令和 6 年度 基本方針及び活動目標（案）	P12
第 6 号議案	令和 6 年度 事業計画（案）	P13
第 7 号議案	令和 6 年度 予算（案）	P14
	記念事業基金・広報事業基金・特別会計予算（案）	

【参考資料】

令和 6 年度 理事名簿	P17
中学校区ブロック内単位 PTA 一覧表	P18
豊田市 PTA 連絡協議会会則	P19
豊田市 PTA 連絡協議会個人情報取扱規則	P22
豊田市 PTA 連絡協議会事務局	P25

第1号議案**令和5年度 事業報告****(1) 主催事業 (※豊田市教職員組合との共催事業)**

月	日	市PTA関係	会場
5		令和5年度定期総会	書面開催・電子表決
5	24	第1回役員会	豊田市福祉センター
6	3	第1回理事会	豊田市福祉センター
	24	第1回理事会 (6/3不参加者対	豊田市福祉センター
8	26	子どもの未来を見つめる会 ※	豊田市福祉センター
11	4	教育対話集会 ※	豊田市教職員会館
	8	第2回役員会	豊田市福祉センター
	26	教育講演会	オンライン開催 (ライブ配信・アーカイブ配信あり)
2		役員予定者研修会	単位PTAにて開催
3	13	第3回役員会	豊田市福祉センター
4	4	会計監査	豊田市福祉センター
	6	第4回役員会・新旧役員会	豊田市福祉センター
5		令和6年度定期総会	書面開催・電子表決

(2) 参加事業

月	日	行事内容	会場
6	7	三河小中学校PTA連絡協議会 定期総会	豊田市福祉センター
	13	愛知県小中学校PTA連絡協議会 定期総会	愛知県芸術文化センター
8	25,26	日本PTA全国研究大会 広島大会	広島県安芸郡府中町、広島市
9	13	人権教育指導者研修会 (中央研修会)	刈谷市総合文化センター
	20	父母と教師の教育を語る会	日本特殊陶業市民会館
	29	西三河地区拡大家庭教育推進協議会	西三河総合庁舎
10	21	日本PTA東海北陸ブロック研究大会 福井大会	福井県敦賀市
	21	第73次教育研究愛知県集会	ウイंकあいち
2	3	三河PTA研究発表大会	刈谷市総合文化センター (ライブ配信・アーカイブ配信あり)

(参考資料)

豊田市 PTA 連絡協議会 令和 3 年度以降の変更点

【令和 3 年度以降】

	令和 2 年度まで	令和 3 年度以降
定期総会	各単位 PTA 代表 1 名を招集して開催し、その場で表決を行う (例年 5 月に実施)	原則 書面開催 とし、 電子表決 を行う
情報交換会	各単位 PTA から 1 名以上の参加を募り、情報交換と PTA 活動の研修を行う (例年 9 月に実施)	毎年開催していた市 P 連主催の情報交換会は 廃止 HP 等を活用 した情報交換を推奨 情報交換事業(県 P 事業)を 3、4 年おきに開催 ※基本アンケート等を活用した集合開催によらない情報交換事業とする(令和 6 年度、9 年度、13 年度に開催予定)
役員予定者研修会	各単位 PTA の次年度役員 2 名以上の参加を募り、研修を行う (例年 1、2 月に実施)	各単位 PTA で研修 を行う 研修資料等は市 P 連で準備し、各単位 PTA に配付
ブロック PTA	ブロック PTA 活動の推奨 PTA 地域活動振興事業費の交付	ブロック PTA の原則 廃止 PTA 地域活動振興事業費の 廃止 (令和 3 年度のみ移行措置あり) 市 P 連中学校区ブロックとして、 事務局は存続
市 P 連会費	24 円 (17 円はブロック PTA に還元)	7 円 に減額
市 P 連役員会	年 13 回実施 (役員会 12 回) (新旧役員会 1 回)	年 6 回 (新旧役員会含む)に削減
市 P 連 HP	市 P 連広報委員による記事の作成(単位 PTA の活動紹介等)と HP への掲載	掲載記事の増加
市 P 連 LINE 公式アカウント		市 P 連からの情報発信 HP への誘導(更新時の案内等)

【令和4年度以降】

	令和3年度まで	令和4年度以降
役員	会長1名 副会長2名（男女各1名） 小中学校長代表1名 県P・三河P役員1名 県P・三河P理事1名 事務局長1名 書記2名（男女各1名） 会計2名（男女各1名） 総務委員長1名 広報委員長1名 会計監査2名 計15名 役員ローテーション →中学校区ブロックごとに 10年で5回	会長1名 副会長2名 副会長（小中学校長代表）1名 副会長（県P・三河P役員）1名 副会長（県P・三河P理事）1名 副会長（書記）1名 副会長（会計）1名 副会長（広報担当長）1名 会計監査1名 ※すべての役職について 性別不問 計10名 役員ローテーション →中学校区ブロックごとに 3年（または4年）おきに1回
理事	中学校区ブロックごとに 原則として男女各1名 計56名	中学校区ブロックごとに 1名 性別不問 とする 計28名
委員会	総務委員会 →市P連関連事業の運営 広報委員会 →市P連HPの記事作成 両委員会とも理事の半数で 構成	総務委員会、広報委員会の 廃止 理事が市P連HPの記事を作成
個人情報の 取扱	個人情報取扱規則 の策定 臨時総会（R3.9）で承認 R3.10.1より施行	引き続き運用

【令和5年度以降】

	令和4年度まで	令和5年度以降
市P連役員会	年6回実施 （新旧役員会含む）	年4回 （新旧役員会含む）に削減
個人情報の 取扱	個人情報取扱規則 の策定 臨時総会（R3.9）で承認 R3.10.1より施行	引き続き運用 団体個人情報漏えい補償制度に加入

第2号議案

令和5年度 決算報告

収入総額 4,998,757円
 支出総額 4,864,637円
 差引残高 134,120円

(単位 円)

	項 目	本年度予算額	決算額	差し引き額	説 明
収入の部	前年度繰越金	821,512	821,512	0	
	会 費	1,749,878	1,707,849	42,029	小・中 34,149人×50円 特別支援 57人×7円
	補 助 金	2,500,000	2,305,000	195,000	補助金残額は豊田市へ返納
		0	109,560	△ 109,560	広報事業基金より
	雑 入	1	54,836	△ 54,835	書き損じ葉書還付金 預金利息 他
	計	5,071,391	4,998,757	72,634	

	項 目	本年度予算額	決算額	差し引き額	説 明
支出の部	総 会 費	50,000	8,360	41,640	総会開催費(要項郵送料)
	研修会負担費	250,000	32,500	217,500	日本PTA全国研究大会 東海北陸研究 大会 負担金(県Pが一部負担)
	会 議 費	30,000	10,700	19,300	役員会、理事会開催費
	事 務 費	461,821	455,552	6,269	事務用品、郵便料金、 事務局職員賃金、振込手数料
	旅 費	700,000	305,960	394,040	役員、理事交通費
	渉 外 費	25,000	22,000	3,000	広告掲載
	活 動 費	1,800,000	2,311,158	△ 511,158	共催事業負担金、教育講演会開催費、LINE公式 アカウント利用料、HP維持管理費
	負 担 金	1,504,570	1,468,407	36,163	日 P・愛知県 P 会費41円/1人 三河 P 会費2円/1人(34,149人)
	記念事業基金	50,000	50,000	0	記念事業積立金
	広報事業基金	200,000	200,000	0	広報事業積立金
	予 備 費	0	0	0	慶弔費
	計	5,071,391	4,864,637	206,754	

令和6年3月31日

上記の通り報告します。

細野 恵哉

㊞※

氏名と印影は個人情報漏洩防止のため表記しておりません。原本には署名および押印済みです。

令和5年度 記念事業基金 決算報告

収入総額 1,210,071円

支出総額 0円

差引残高 1,210,071円

(単位:円)

収 入 の 部	項 目	決 算 額
	前年度繰越金	1,160,060
	5年度積立金	50,000
	利 息	11
	計	1,210,071

支 出 の 部	項 目	決 算 額
	一般会計へ繰出	0
	計	0

◎ 記念事業基金は、市P連創立10年毎に行う記念事業のために資金を提供します。

令和3年度は、70周年記念事業として「教育講演会」を開催しました。

現在は、80周年記念事業の開催に向け、計画的に積み立てています。

令和6年3月31日

上記の通り報告します。

細野 恵哉 ⑩※

※署名と印影は個人情報漏洩防止のため表記しておりません。

原本には署名および押印済みです。

令和5年度 広報事業基金 決算報告

収入総額 600,004円

支出総額 109,560円

差引残高 490,444円

(単位:円)

収 入 の 部	項 目	決 算 額
	前年度繰越金	400,001
	5年度積立金	200,000
	利 息	3
	計	600,004

支 出 の 部	項 目	決 算 額
	一般会計へ繰出	109,560
	計	109,560

◎広報事業基金とは、主に豊田市 PTA 連絡協議会ホームページの維持管理のために資金を提供します。

令和 6 年 3 月 31 日

上記の通り報告します。

細野 恵哉 ㊞※

※署名と印影は個人情報漏洩防止のため表記しておりません。

原本には署名および押印済みです。

令和5年度豊田市PTA連絡協議会 教育講演会活動費内訳

【内訳】

費目		項目	金額	
報償費		講演料	1,429,310	講演会講師謝礼、講師交通費
		司会	111,410	司会謝礼、司会交通費
需用費	使用料	会場費・備品使用料	12,800	豊田市コンサートホール
	食糧費	弁当代・飲料代	11,177	講師・司会者弁当代、お茶・水代、スタッフお茶代
	消耗品費	お茶菓子・控室備品	3,796	お茶請、ティッシュ、紙皿、紙コップ等
	印刷製本費	ポスター・チラシ	10,205	B2ポスター
役務費	手数料	ライブ配信・動画編集	295,900	ドウガベース
		音響設備費	200,000	(有)まさき
合計			2,074,598	

令和5年度 特別会計 決算報告

収入総額 1,211,120円

支出総額 1,211,120円

差引残高 0円

(単位:円)

収入の部	項目	決算額	
	安全互助事業費	1,211,120	単位PTAより集金 家庭数・加入教員数合計30,278×40円
	計	1,211,120	

支出の部	項目	決算額	
	安全互助事業費	1,211,120	愛知県小中学校 PTA 連絡協議会へ振込
	計	1,211,120	

安全互助事業費については、令和3年度までは、愛知県小中学校 PTA 連絡協議会（以下、県 P）の依頼を受け、単位 PTA から集金したものをそのまま県 P に送金していたため、豊田市 PTA 連絡協議会（以下、市 P 連）の事業の一部として計上してきませんでした。

令和4年度より市 P 連の事業に組み入れることになり、安全互助事業費を特別会計として計上することになりました。

【安全互助事業とは】PTA 活動の積極的かつ円滑な運営のために、会員が PTA 活動中に身体・生命の損傷を受けた場合、見舞金等の給付をしようとするものです。

令和6年3月31日

上記の通り報告します。

細野 恵哉 ㊞※

※署名と印影は個人情報漏洩防止のため表記しておりません。

原本には署名および押印済みです。

令和6年4月4日

豊田市 PTA 連絡協議会 様

会計監査

江島 徹 ※

※署名と印影は個人情報漏洩防止のため表記しておりません。原本には署名および押印済みです。

豊田市 PTA 連絡協議会会則第7条第6号の規定に基づき、令和5年度決算監査を行いましたので、下記の通り報告します。

記

- 1 監査実施年月日 令和6年4月4日
- 2 監査対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 監査事項 令和5年度豊田市 PTA 連絡協議会会計経理全般
- 4 監査の結果 令和5年度予算の執行及び決算について精査したところ、各項目とも適確に表示、処理され、証拠書類も適正に整備されていると認めます。

第4号議案

令和6年度 役員・顧問（案）

役 員	担 当	氏 名	所属校
会 長		平林 直也	猿投台中学校
副 会 長	(事務局長兼務)	木浦 敦	旭中学校
	(家庭教育委員兼務)	十河 智子	末野原中学校
	小中学校長代表	大山 貴弘	豊南中学校
	県P・三河P役員	後藤 晃敏	前林中学校
	県P・三河P理事	岩附 愛子	高橋中学校
	書 記	佐藤 陽子	豊南中学校
	会 計	池田 由佳	朝日丘中学校
	広報担当長	田中 純子	東保見小学校
会計監査		夏目 考祥	下山中学校
顧 問		野崎 健太郎	梅坪台中学校

第 5 号議案

令和 6 年度 基本方針及び活動目標（案）

＜基本方針＞

私たち豊田市 PTA 連絡協議会は、児童の権利に関する条約及び豊田市子ども条例の理念に則り、子どもたちの健全な心身の成長と幸せを願い、保護者と教職員が共に手を携えて、地域との連携のもとで各種事業を推進・実践し、多くの成果をあげてきました。

本会は、各単位 PTA の協力を得て、相互の活動がさらに向上・発展することを目指して、活動の充実・活性化を推進するための事業や ICT を活用した情報収集・発信を行い、会員の情報共有と共通理解を深めるための役割を務めてまいります。

近年、社会の急速な変化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの健やかな成長に影響を与えています。本会では、そのような変化にも柔軟に対応し、ともに学び育つことができる活動を推進してまいります。

そして、教育の原点は家庭にあることを深く認識し、「家庭」「学校」「地域」のそれぞれにおいて、子どもたちの福祉を増進するための活動を推進してまいります。

＜活動目標＞

1. 家庭教育力の強化を推進します

- ・ 子どものことばをよく聞き、共に語り、共に学び、保護者としての自覚を高めつつ家庭教育の充実を図ります。
- ・ 睡眠・食生活をはじめとする基本的な生活習慣を身につけられるように、家庭で守るべきルール作りに取り組みます。
- ・ 子どもとのふれあいをよりいっそう深め、心のよりどころとなる家庭環境をつくれます。

2. 学校支援を積極的に進めます

- ・ 学校教育への理解と協力を進め、学校教育活動への積極的な参加と支援を促進します。
- ・ 保護者と教師が共に手を携え、子どもの成長を支えます。

3. 地域社会との密接な連携を築きます

- ・ 地域との連携・融合をもとに、地域ぐるみの活動を推進します。
- ・ 安全・安心な社会を地域と共に築きます。
- ・ 子どもたちの、豊かな心の成長をはぐくむ体験ができる環境や機会を整えます。

第6号議案

令和6年度事業計画（案）

(1)主催事業

月	日	行事内容	会場	参加希望数（予定）
4/22～5/12		定期総会	（書面開催、電子表決）	
5	22	第1回役員会	豊田市福祉センター	役員
6	1	第1回理事会	豊田市福祉センター	役員・理事
6	15	第1回理事会（6/1不参加者対応日）	豊田市福祉センター	6/1不参加者
8	24	子どもの未来を見つめる会 ※	豊田市福祉センター	役員・理事 児童数に応じて 各単P1～3名
10		情報交換事業（県P主催事業）	（アンケート実施）	
11	2	教育を語る父母と教師の集い（教育対話集会）※	教職員会館	役員・理事
11	6	第2回役員会	豊田市福祉センター	役員
11,12	未定	教育講演会（ハイブリッド開催）	豊田産業文化センター（オンライン併用）	役員、各単P2～3名
1/6～2/24		令和7年度役員予定者研修会	（各単位PTAで開催）	
3	12	第3回役員会	豊田市福祉センター	役員
4	6	第4回役員会・新旧役員会	豊田市福祉センター	役員
事業は役員会で企画・検討のうえ実施。 ※は豊田市教職員組合との共催				

(2)参加事業

月	日	行事内容	会場	参加希望数（予定）
6	4	三河小中学校PTA連絡協議会定期総会	刈谷市総合文化センター	三河P役員・理事のみ
	11	愛知県小中学校PTA連絡協議会定期総会	愛知芸術文化センター	各単P2名
8	23・24	日本PTA全国研究大会川崎大会	神奈川県川崎市とどろきアリーナ	役員・理事で対応
9	18	人権教育指導者研修会（中央研修会）	刈谷市総合文化センター	各単P1名
	18	父母と教師の教育を語る会	日本特殊陶業市民会館	役員・理事で対応
	27	西三河地区拡大家庭教育推進協議会 ※豊田市立若園中学校PTA発表予定	りぶら（岡崎市立中央図書館）	役員・理事で対応
10	19	第74次教育研究愛知県集会	ウインクあいち	役員・理事で対応
	25・26	日本PTA東海北陸ブロック研究大会愛知大会 ※豊田市立飯野小学校PTA発表予定	愛知県内	各単P2名
		三河PTA研究発表大会	（令和6年度は開催せず）	

(3)その他

- ①「ダメ！！危険なスマホ利用 ～家庭でのルール作りのススメ～」電子チラシの配布
※豊田市青少年健全育成推進協議会との共催事業として行われます。

第7号議案

令和6年度 一般会計予算（案）

収入総額 4,275,359 円
 支出総額 4,275,359 円
 差引残高 0 円

（単位:円）

収入の部	項目	前年度予算額	本年度予算額	説明
	前年度繰越金	821,512	134,120	
	会費	1,749,878	1,681,678	小・中 33,626人×50円 特別支援 54人×7円
	補助金	2,500,000	2,300,000	豊田市から
	繰入金	0	109,560	広報事業基金より
	雑入	1	50,001	預金利息、県PTA情報交換事業補助金
	合計	5,071,391	4,275,359	

（単位:円）

支出の部	項目	前年度予算額	本年度予算額	説明
	総会費	50,000	50,000	総会開催費、要項郵送料
	研修会負担金	250,000	420,000	日本PTA全国研究大会・ 東海北陸ブロック研究大会愛知大会負担金
	会議費	30,000	30,000	役員会、理事会開催費
	事務費	461,821	514,441	事務用品、郵便料金、 事務局職員賃金、振込手数料
	旅費	700,000	350,000	役員、理事交通費
	渉外費	25,000	25,000	広告掲載費
	活動費	1,800,000	1,270,000	共催事業負担金、教育講演会開催費、LINE公式アカウント利用料、HP維持管理費
	負担金	1,504,570	1,445,918	日本PTA・愛知県PTA 会費41円 三河PTA 会費2円（小・中 33,626人）
	記念事業基金	50,000	50,000	記念事業費積立金
	広報事業基金	200,000	120,000	広報事業積立金（ホームページ維持管理費等）
	予備費	0	0	
		5,071,391	4,275,359	

※項目間の流用を認める

令和6年度 記念事業基金予算（案）

収入総額 1,260,072 円

支出総額 0 円

差引残高 1,260,072 円

収入の部	項目	本年度予算額	
	前年度末現在高	1,210,071	
	5年度積立金	50,000	
	利息	1	
	合計	1,260,072	

支出の部	項目	本年度予算額	
	一般会計へ繰出	0	
	合計	0	

令和6年度 広報事業基金予算（案）

収入総額 610,445 円

支出総額 109,560 円

差引残高 500,885 円

収入の部	項目	本年度予算額	
	前年度末現在高	490,444	
	6年度積立金	120,000	
	利息	1	
	合計	610,445	

支出の部	項目	本年度予算額	
	一般会計へ繰出	109,560	
	合計	109,560	

令和6年度 特別会計 予算（案）

収入総額	1,211,120 円
支出総額	1,211,120 円
差引残高	0 円

収入の部	項目	本年度予算額	
	安全互助事業費	1,211,120	単位PTAより集金 家庭数・加入教員数合計30,278×40円
	合計	1,211,120	

支出の部	項目	本年度予算額	
	安全互助事業費	1,211,120	愛知県小中学校PTA連絡協議会へ振込
	合計	1,211,120	

令和6年度 理事名簿

ブロック名	氏 名	所 属 校	役員（案）
逢妻	牧 智佳	逢妻中学校	
旭	木浦 敦	旭中学校	副会長 ※事務局長兼務
朝日丘	池田 由佳	朝日丘中学校	副会長（会計）
足助	上坂 幸広	足助中学校	
井郷	二瓶 惇	井上小学校	
石野	中川 匠	石野中学校	
稲武	山田 純佑	稲武中学校	
梅坪台	青木 健朗	梅坪小学校	
小原	浦野 寛子	本城小学校	
上郷	小林 高英	上郷中学校	
猿投	田中 純子	東保見小学校	副会長（広報担当長）
猿投台	平林 直也	猿投台中学校	会長
下山	夏目 考祥	下山中学校	会計監査
浄水	梶浦 雄也	浄水北小学校	
末野原	十河 智子	末野原中学校	副会長 ※家庭教育委員兼務
崇化館	田中 知子	崇化館中学校	
高岡	前田雄一郎	若林西小学校	
高橋	岩附 愛子	高橋中学校	副会長（県・三河P理事）
藤岡	勝野 理恵	石畳小学校	
藤岡南	島谷 光	藤岡南中学校	
豊南	佐藤 陽子	豊南中学校	副会長（書記）
保見	鈴木 康功	大畑小学校	
前林	後藤 晃敏	前林中学校	副会長（県・三河P役員）
益富	倉岡 知子	益富中学校	
松平	江島 徹	松平中学校	
美里	猿渡 亮二	美里中学校	
竜神	窪田 尊之	竜神中学校	
若園	佐藤 健	若園中学校	

令和 6 年度 中学校区ブロック内単位 PTA 一覧表

中学校区	構成単位 PTA 名						構成数
逢妻	逢妻中	小清水小	美山小				3
旭	旭中	小渡小	敷島小				3
朝日丘	朝日丘中	童子山小	根川小	衣丘小			4
足助	足助中	足助小	冷田小	追分小	佐切小	則定小	11
	萩野小	明和小	新盛小	大蔵小	御蔵小		
井郷	井郷中	四郷小	井上小				3
石野	石野中	東広瀬小	中金小	上鷹見小			4
稲武	稲武中	稲武小					2
梅坪台	梅坪台中	梅坪小					2
小原	小原中	道慈小	本城小				3
上郷	上郷中	高嶺小	畝部小				3
猿投	猿投中	加納小	東保見小				3
猿投台	猿投台中	青木小	西広瀬小				3
下山	下山中	花山小	大沼小	巴ヶ丘小			4
浄水	浄水中	浄水小	浄水北小	豊田特支			4
末野原	末野原中	寿恵野小	大林小				3
崇化館	崇化館中	拳母小	元城小	朝日小			4
高岡	高岡中	若林東小	若林西小				3
高橋	高橋中	寺部小	平井小	矢並小	市木小		5
藤岡	藤岡中	飯野小	石畳小	御作小			4
藤岡南	藤岡南中	中山小					2
豊南	豊南中	前山小	平和小	山之手小			4
保見	保見中	大畑小	伊保小	西保見小			4
前林	前林中	堤小	駒場小				3
益富	益富中	古瀬間小	五ヶ丘小	五ヶ丘東小			4
松平	松平中	幸海小	岩倉小	九久平小	滝脇小	豊松小	6
美里	美里中	広川台小	野見小	東山小			4
竜神	竜神中	竹村小	土橋小				3
若園	若園中	若園小					2

豊田市PTA連絡協議会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は、豊田市PTA連絡協議会と称し、事務局を豊田市こども・若者部こども・若者政策課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の権利に関する条約及び豊田市子ども条例の理念に則り、小・中・特別支援学校の各PTAの連携とPTA活動の推進を図り、児童と生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各単位PTAの相互連絡を密にし、家庭・学校および社会における児童・生徒の福祉を増進する事業。
- (2) 児童・生徒の校外における安全と健康の増進ならびに教育環境の整備のための事業。
- (3) PTA活動の振興を図るための研究および研修事業。
- (4) 児童・生徒を取りまく社会問題について研究協議する事業。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(構成)

第4条 本会は、目的に賛同する市内の小・中・特別支援学校の単位PTA及びPTAに準ずる組織（以下「単位PTA」という）によって構成し、各中学校区をもって1ブロックとする。

(理事)

第5条 本会は、各ブロック役員代表者1名、小・中・特別支援学校長代表者によって理事会を構成し、会の運営にあたる。

- 2 理事会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 前項の決議は、出席者の過半数の賛成を得ること。

(役員)

第6条 本会に次の役員および会計監査を置く。

役員は、会長1名、副会長を若干名とし、会計監査を1名とする。

また、副会長より書記、会計、広報担当長を選任する。

- 2 本会の役員は、新理事の中から総会の承認を得て決定する。
- 3 本会の会計監査は、会員の中から総会の承認を得て決定する。
- 4 役員会は、本会の執行機関とし、会長が招集する。

(役員および会計監査の任務)

第7条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- (3) 書記担当副会長は、会議、その他の重要事項を記録保管し、行事等の通報をする。
- (4) 会計担当副会長は、会計事務を処理する。
- (5) 広報担当副会長は、広報に関する事業を計画・立案し、運営する。
- (6) 会計監査は、本会の会計経理を明確に監査する。

(役員の任期)

第8条 役員および会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、年1回とし、構成員は単位PTA会員代表とする。

- 2 総会の定足数は過半数とする。
- 3 前項の決議は、出席者の過半数の賛成を得ること。
- 4 前項の決議は、次のいずれかの方法に基づく（効力は、どちらも同じ）。
 - ① 招集による決議
 - ② 書面（電磁的記録を含む）による決議
- 5 会長は、役員会の同意を得て、臨時に総会を開くことができる。臨時の総会の構成員、定足数等については、第1項から前項までの規定を適用する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

(会計)

第11条 本会の経費は、単位PTAの会費、補助金およびその他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報の取扱い)

第13条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用する。

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

附 則

- 1 本会の会則は、昭和26年4月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和45年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和49年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和51年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和53年6月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和56年5月19日から施行する。
- 1 本会の会則は、昭和57年5月19日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成9年5月28日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成15年5月17日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成16年5月22日から施行する。
- 1 本会の会則は、平成18年5月27日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和元年5月11日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和2年5月9日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和3年5月10日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和3年10月1日から施行する。
- 1 本会の会則は、令和5年5月15日から施行する。

豊田市 PTA 連絡協議会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 豊田市 PTA 連絡協議会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・理事名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員・事務局とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の集金業務、管理業務

- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・理事等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、ホームページ等への掲載

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(第三者への提供の制限)

第13条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第14条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者（本人）の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者（本人）の同意を得ている旨（前条第1号から第4号までの場合を除く）

(第三者から提供を受ける際の記録の作成)

第15条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者（本人）の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者（本人）の同意を得ている旨（第 13 条第 1 号から第 4 号までの場合を除く）

（情報の開示等）

第 16 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 17 条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

（研修）

第 18 条 本会は、役員・理事に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第 20 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

豊田市 PTA 連絡協議会事務局

■豊田市 PTA 連絡協議会事務局（令和6年5月13日現在）

所在地／〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市こども・若者部こども・若者政策課内

T E L／0565-34-6630

F A X／0565-34-6938

E-mail／kowaka@city.toyota.aichi.jp

事務局長／木浦 敦〔市P連 副会長〕（案）

■こども・若者政策課PTA担当職員構成（令和6年5月13日現在）

課 長／宇佐美 由紀

主 査 監／渡邊 薫

担 当 長／志村 和彦

担 当 者／山田 健太郎

池永 優月

白井 真理奈

豊田市 PTA 連絡協議会 LINE 公式アカウント 友だち募集中！



70th ANNIVERSARY ☆≡

友だち追加をお願いいたします！

<https://lin.ee/pXvavgX>



市 P 連 LINE 公式アカウントにご登録いただくと…

- 特典その1 市 P 連からの情報がリアルタイムでお手元に届きます！
- 特典その2 市 P 連 HP へのアクセスが容易になります！
- 特典その3 HP を通じて、単位 PTA の様々な活動を知ることができます！



豊田市 PTA 連絡協議会 オンライン研修会

個人情報の取扱いに関する研修会
～個人情報保護法改正に伴う
PTA としての対応について～

講師：橘 英嗣（たちばな えいじ）氏
経歴

1990 年 AIG 損害保険株式会社 入社
兵庫営業本部長、スクールマーケット部統括部長、
A&H マーケティング部 西日本統括部長
2012 年 AIG 損害保険株式会社を退職
退職後は、株式会社ビジネス・インテグレート・ソリュ
ーションズ社を設立
一般社団法人自転車安全対策協議会理事長に就任
現在、公益社団法人日本 PTA 全国協議会「団体個人情報
ろうえい補償制度」に付帯されている「個人情報保護法
に関する各種相談窓口業務」を受託、全国各地の PTA から
寄せられる個人情報保護法に関する各種相談に対応

【研修会視聴】 ※いつでもどなたでも視聴できます

URL : <https://youtu.be/vqSbPSrdz7M>

QR コード :



【研修会資料ダウンロード】

URL : [https://www11.schoolweb.ne.jp/weblog/
files/2370024/doc/59842/519752.pdf](https://www11.schoolweb.ne.jp/weblog/files/2370024/doc/59842/519752.pdf)

QR コード :



※動画の概要欄からもダウンロードできます

お問合せ：豊田市 PTA 連絡協議会（豊田市こども・若者部こども・若者政策課内）

TEL: 0565-34-6630 Email: kowaka@city.toyota.aichi.jp

HP: <http://www.schoolweb.ne.jp/toyota/ptarenraku/>

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- ― 緑をはぐくみ、川を大切にして、豊かな自然を愛しましょう。
- ― スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
- ― 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
- ― 互いに助けあい、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう。
- ― いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。